

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（山元町決定）

都市計画新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

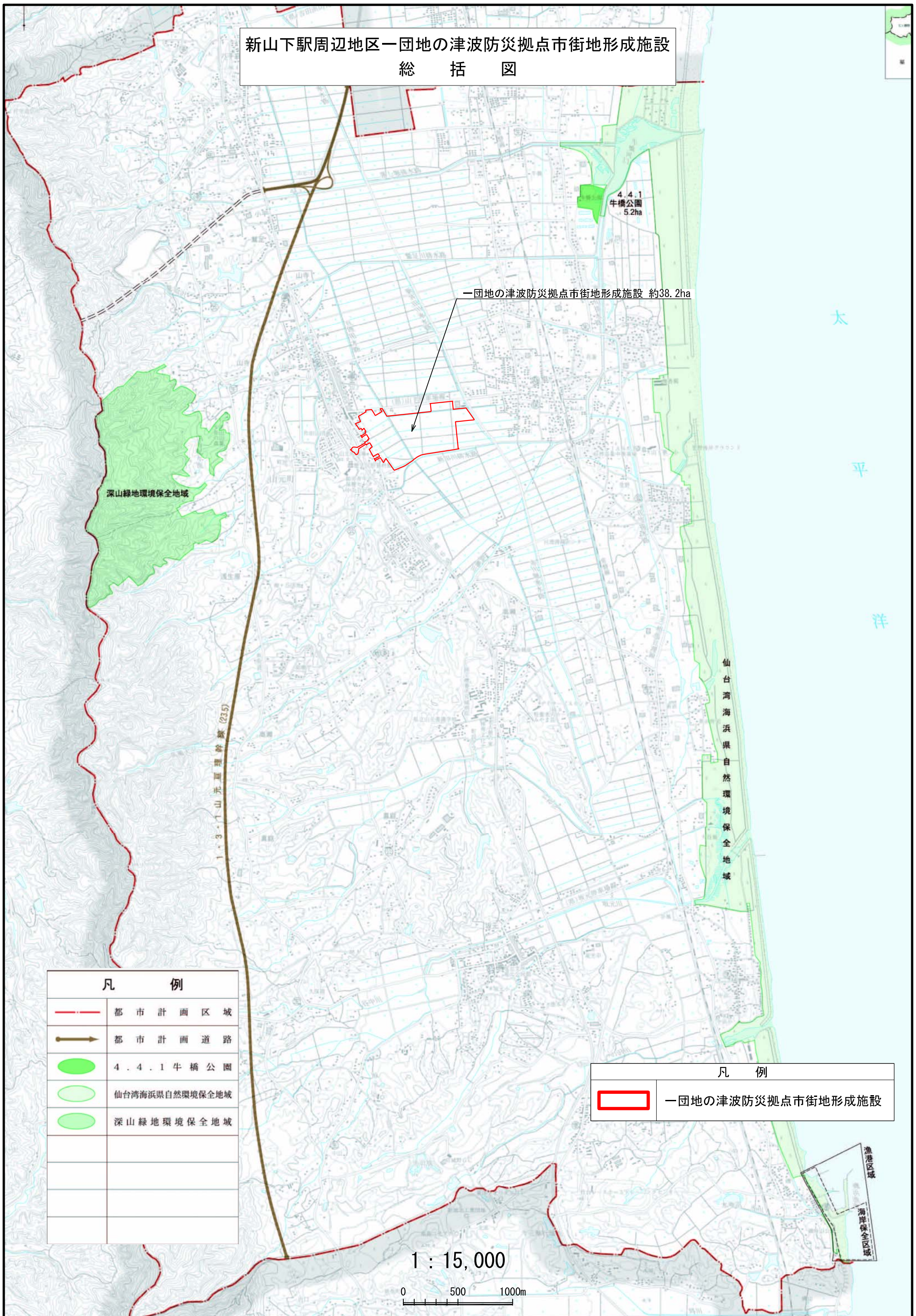
名 称		新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設				
位 置		宮城県亶理郡山元町浅生原字新田、字館東、字館新田、字新館東、字新館前、字南山下、字日向、字井戸下、字館前、字角田				
面 積		約 38.2ha				
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設	約 24.2ha	備 考	震災による被災者の移転先として住宅団地及び災害公営住宅等を配置する。		
	特定業務施設	—		—		
	公益的施設	約 6.5ha		防災・交流拠点施設、小学校、保育所・子育て支援センター、購買施設等を配置する。		
	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
		地区幹線道路	1 号道路	18m	約 540m	—
				14m	約 440m	—
		地区幹線道路	2 号道路	16m	約 480m	—
	上記の他、補助幹線道路、区画道路や緑道等を配置する。					
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考	
		近隣公園	1 号公園	約 1.0ha	—	
上記の他、街区公園及び幹線道路や鉄塔用地等の緩衝帯として緑地等を配置する。						
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調整池・排水路を整備し、新井田川排水路及び新井田川承水路へ排水する。 ②汚水：特定環境保全公共下水道へ排水する。 調整池 約 2.8ha（1号調整池 約 1.1ha、2号調整池 約 1.7ha） 上水道 山元町上水道により給水する。 交通広場 約 0.3ha 鉄道用地 約 1.0ha					
小 計	約 7.5ha					
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	住宅施設 A	住宅施設 B	公益的施設			
	12m以下	20m以下	20m以下			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	—					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—					

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

理由

本地区は、津波発生時にも浸水しない安全な高さまで嵩上げした土地の区域にJR常磐線の交通施設をはじめ、防災施設・交流拠点施設・小学校・保育所・子育て支援センター等の公益的施設、戸建住宅・災害公営住宅等の住宅施設、駅周辺や幹線道路沿いへ購買施設等の都市機能を集約的に配置し、津波発生時には早期の復旧・復興を図る活動拠点として位置づけ、役場周辺施設との災害対策上の連携を強化した防災対策やコミュニティの再形成に必要な交流機能等を備えた市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 総 括 図



深山緑地環境保全地域

4.4.1
牛橋公園
5.2ha

一団地の津波防災拠点市街地形成施設 約38.2ha


仙台湾海浜県自然環境保全地域

太平洋

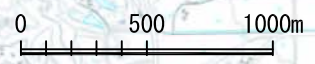
凡 例

	都市計画区域
	都市計画道路
	4.4.1牛橋公園
	仙台湾海浜県自然環境保全地域
	深山緑地環境保全地域

凡 例

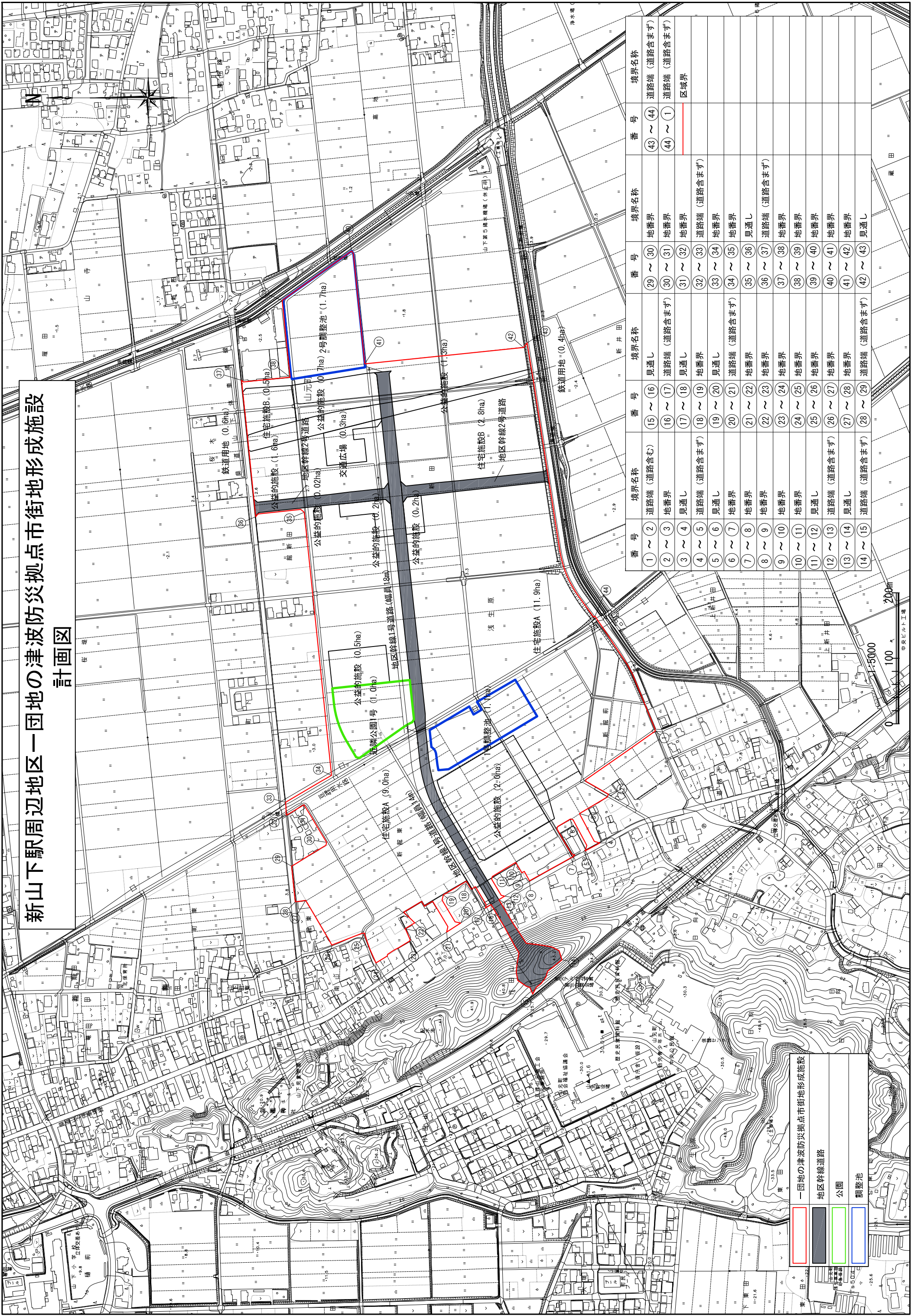
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設
---	-------------------

1 : 15,000



漁港区域
海岸保全区域

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界名称	番号	境界名称	番号	境界名称
1	道路端 (道路含む)	15	見通し	29	地番界
2	地番界	16	道路端 (道路含まず)	30	地番界
3	見通し	17	見通し	31	地番界
4	道路端 (道路含まず)	18	地番界	32	道路端 (道路含まず)
5	見通し	19	見通し	33	地番界
6	地番界	20	道路端 (道路含まず)	34	地番界
7	地番界	21	地番界	35	見通し
8	地番界	22	地番界	36	道路端 (道路含まず)
9	地番界	23	地番界	37	地番界
10	地番界	24	地番界	38	地番界
11	見通し	25	地番界	39	地番界
12	道路端 (道路含まず)	26	地番界	40	地番界
13	道路端 (道路含まず)	27	地番界	41	地番界
14	見通し	28	道路端 (道路含まず)	42	見通し
15	道路端 (道路含まず)			43	道路端 (道路含まず)
				44	道路端 (道路含まず)
					区域界

一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 地区幹線道路
- 公園
- 調整池

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（山元町決定）

都市計画新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称		新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設				
位 置		宮城県亘理郡山元町坂元字町、字町東、字荒井				
面 積		約 9.6ha				
住宅施設、 施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設	約 4.3ha	備 考	震災による被災者の移転先として住宅団地及び災害公営住宅等を配置する。		
	特定業務施設	約 0.2ha		農業資材配送センター、直売所等を配置する。		
	公益的施設	約 2.1ha		防災拠点施設、役場坂元支所、購買施設等を配置する。		
	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
		地区幹線道路	1号道路	16m	約 540m	—
		上記の他、区画道路や緑道を配置する。				
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考	
		街区公園	1号公園	約 0.3ha	—	
	その他の 公共施設	下水道 ①雨水：調整池・排水路を整備し、谷地川を経て坂元川へ排水する。 ②汚水：坂元農業集落排水処理場へ排水する。 調整池 約 1.1ha（1号調整池 約 0.6ha、2号調整池 約 0.5ha） 上水道 山元町上水道により給水する。 交通広場 約 0.2ha 鉄道用地 約 0.5ha				
	小 計	約 3.0ha				
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	住宅施設		公益的施設・特定業務施設			
	12m以下		20m以下			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	—					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—					

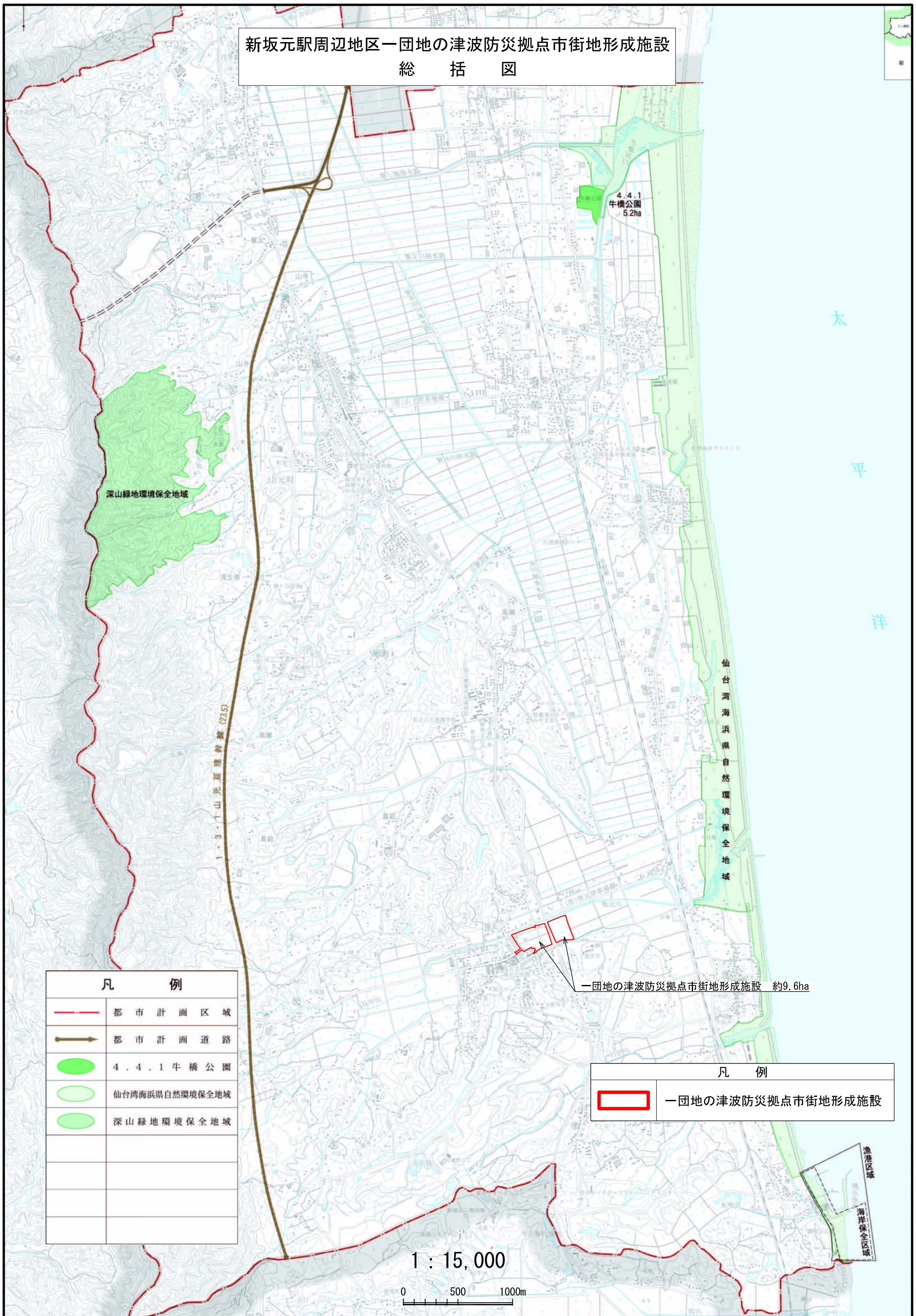
「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

理由

本地区は、津波発生時にも浸水しない安全な高さまで嵩上げした土地の区域に J R 常磐線の交通施設をはじめ、J R 常磐線、国道 6 号、常磐道等の交通特性を活かした農業資材等配送センター・直売所等の特定業務施設、防災施設・避難所等の公益的施設、戸建住宅・災害公営住宅等の住宅施設、駅周辺及び国道 6 号沿いへ購買施設等の都市機能を集約的に配置し、津波発生時には

早期の復旧・復興を図る活動拠点として位置づけ、防災対策、産業復興、コミュニティの再形成等に必要な機能を備えた市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 総 括 図



深山緑地環境保全地域

4.4.1
 牛橋公園
 5.2ha

仙台湾海浜県自然環境保全地域

一団地の津波防災拠点市街地形成施設 約9.6ha

凡 例	
	都市計画区域
	都市計画道路
	4.4.1牛橋公園
	仙台湾海浜県自然環境保全地域
	深山緑地環境保全地域

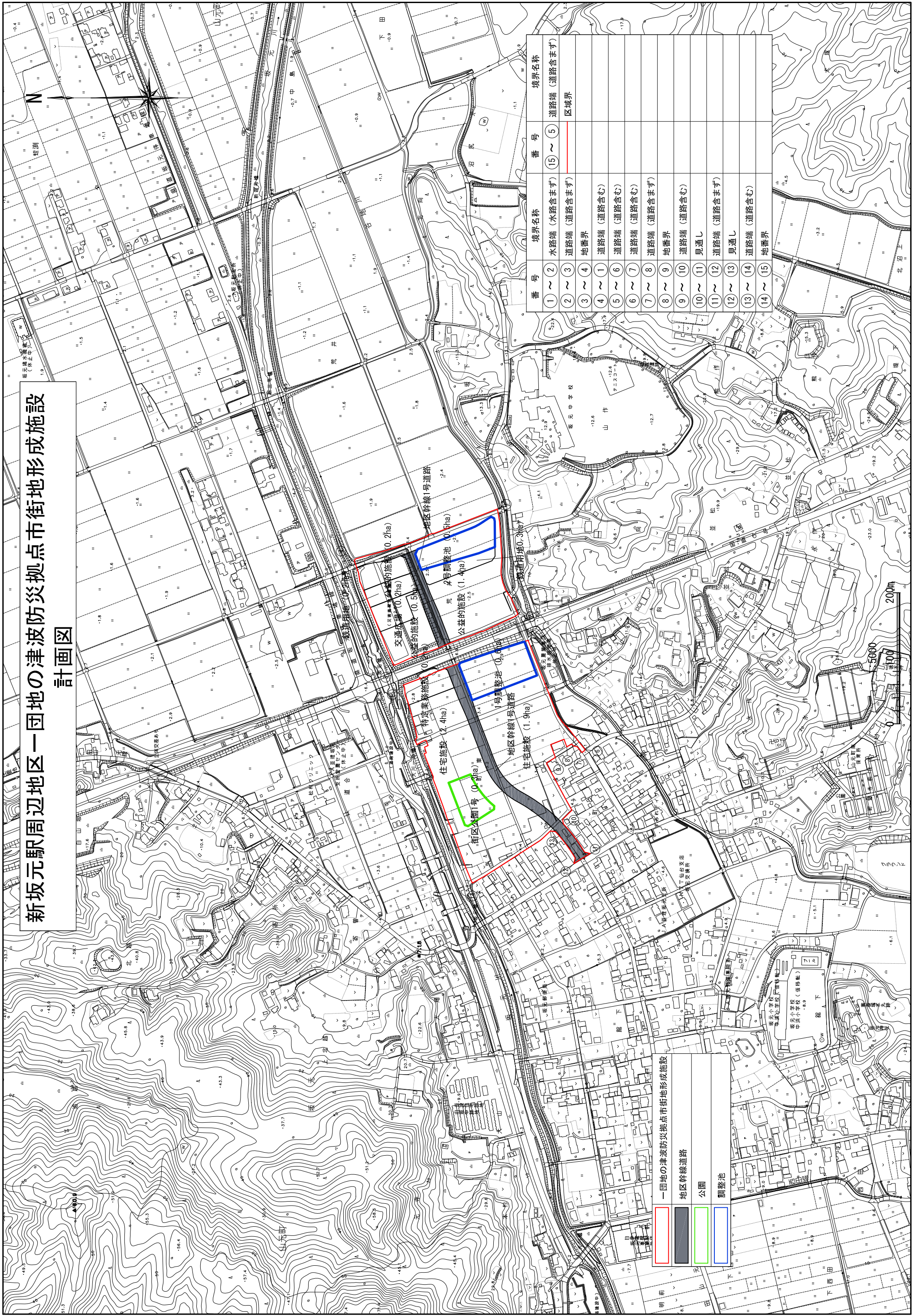
凡 例	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設

1 : 15,000

0 500 1000m

漁港区域
 海岸保全区域

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界名称	番号	境界名称
①	水路端 (水路含まず)	⑩	道路端 (道路含む)
②	道路端 (道路含まず)	⑪	見通し
③	道路端 (道路含まず)	⑫	道路端 (道路含まず)
④	地番界	⑬	見通し
⑤	道路端 (道路含む)	⑭	道路端 (道路含む)
⑥	道路端 (道路含む)	⑮	地番界
⑦	道路端 (道路含む)		
⑧	道路端 (道路含まず)		
⑨	地番界		

- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 地区幹線道路
- 公園
- 調整池